

くすり一口メモ

－ 麻薬管理マニュアルの変更について －

平成18年3月に通知された「在宅医療の推進のための麻薬の取り扱いの弾力化について」に基づき、厚生労働省は、平成18年12月に病院・診療所、薬局向けの「麻薬管理マニュアル」を改訂しました。この改訂は、麻薬の調剤や管理に関する規制を緩和し、癌患者の疼痛管理を容易にするもので、末期癌患者の在宅医療の推進を狙いとしています。病院・診療所における主な改訂内容についてまとめてみました。なお、具体的な取り扱いにつきましては各医療機関の麻薬管理者に確認をお願いいたします。

1. 譲り受け

麻薬診療施設が麻薬卸売業者の営業所から遠隔地にある場合は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることが可能となりました。

麻薬管理者は緊急時等やむえない場合は、麻薬卸業者へ直接出向いて麻薬を譲り受けることが可能となりました。

2. 譲り渡し

麻薬施用者の指示により、診療施設の薬剤師又は患者の看護にあたる看護師が、麻薬及び麻薬処方箋を患者宅まで届けることができるようになりました。

麻薬施用者は、患者の看護又は介護にあたる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方箋を手渡すことができるようになりました。

3. 麻薬の保管・管理

院外麻薬処方箋のみを交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設は、必ずしも麻薬保管庫を設置する必要がなくなりました。ただし、麻薬帳簿は備えておく必要があります。

病棟や手術室、集中治療室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬注射剤以外の麻薬（内服薬、坐薬、貼付剤）についても定数保管することが可能となりました。

注射以外の麻薬でも夜間、休日での仮払いが可能となりました。

4. 施用・交付

麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たっては、薬液を取り出せない構造で、麻薬施用者が指示した注入速度を変更できないものにする必要があります。今回の改訂では、医師の指示を受けた看護師が、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合は、看護師へアンプルのまま交付することが可能となりました。ただし政府発行の封かん証紙で封がされたままでの交付は不可となっています。

入院患者に必要な最小限の麻薬を自己管理させることが可能となりました。

入院患者が持参してきた麻薬の保管・管理方法が明記されました。

5. 事故届

アンプル注射剤の破損等による流失事故で、一部の麻薬を回収できたとしても、麻薬事故届のみを提出することで、麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要なくなりました。ただし事故発生状況は詳細に記載する必要があります。

6. その他

今回の改訂で調剤薬局では、ファクシミリにより送信された麻薬処方箋の処方内容に基づき、麻薬の調剤を開始することが可能となっています。

参考資料：麻薬管理マニュアル
(鹿児島市医師会病院薬剤部 寺師 守彦)